

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年12月18日 11時ごろ
発生場所	不明（鳴門海峡南方海域）
事故の概要	漁船第五昭栄丸 ^{しょうえい} は、揚網作業中、船長がネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和元年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五昭栄丸、4.98トン HG3-34120、個人所有 10.07m (Lr) × 2.70m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和54年12月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成28年6月15日 (令和4年4月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底びき網漁を行う目的で、令和元年12月18日05時30分～06時00分ごろ、兵庫県南あわじ市の定係地を出航した。 僚船の船長（以下「船長A」という。）は、大鳴門橋南東方沖2.5海里（M）付近で船首を北西方に向けて操業していたところ、08時00分ごろ本船が自船の南方海域を南西進していくのを認めた。 船長Aは、自らの操業を終えて帰港し、13時15分ごろ船長の友人から、ふだん正午ごろまでに帰宅している船長の自宅に電話しても船長が出ないので帰港していないのではないかと連絡を受け、他の

僚船と共に本船の捜索を行う目的で出航した。

船長Aは、14時08分ごろ徳島県鳴門市亀浦漁港東方沖0.7M付近において、本船が船尾部から海中に漁網を投入した状態で漂流しているのを認め、本船に近づいたところ、機関及びネットローラーが停止した状態で、長靴が後部甲板に散らばっているのを見て船長が船内にいると思い、本船に接舷したところ、ネットローラーに巻かれた手綱及び漁網の下から人の両足が見えた。

現場に到着した別の僚船の乗組員は、本船に移乗したところ、ネットローラーに手綱及び漁網と共に巻かれて意識がない状態の船長を認め、14時21分ごろ118番通報を行った。

本船は、僚船にえい航されて15時25分ごろ定係地に到着し、16時07分ごろ消防の職員によってネットローラーに仰向けの状態で巻かれていた船長が引き出されたものの、定係地に到着していた医師によりその場で死亡が確認された後、警察署へ搬送され、死因が胸部圧迫による急性呼吸不全、死亡推定時刻が11時ごろと検案された。

(写真1参照)



写真1 本船

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船が所属する漁業協同組合で使用されている底びき網は、2本の引き綱(約200m)、2つの開口板(網口を広げるために引き綱と手綱の間に取り付けられている板)、2本の手綱(約25m)、2本の股綱(約25m)、脇綱(約20m)及び袋網(約20~25m)で構成され、本船が発見された際、脇綱までがネットローラーに巻き取られており、袋網の前端から約10mが後部甲板に揚げられ、後端から約10mが海中に残った状態であった。(図1参照)

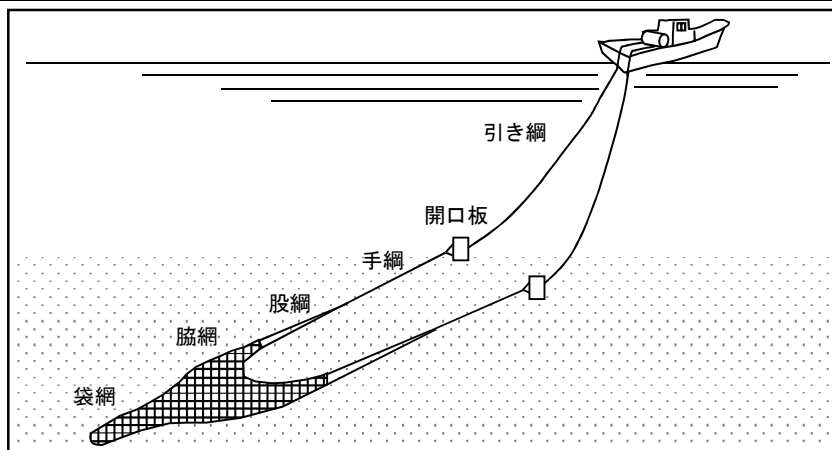


図1 底びき網

ネットローラーは船橋後方中央に設けられ、機関駆動の油圧機器で作動し、中央部に手綱及び漁網用のドラム、両舷側に引き綱用のドラムが配置されており、ネットローラーの右舷側の船首方に回転速度を調節する操作レバーがあり、ネットローラーの船尾側でも操作ができるよう操作レバーに補助棒が取り付けられ、緊急停止装置はなく、ネットローラーに過負荷が生じた場合、機関が停止するようになっていた。(写真2、3参照)

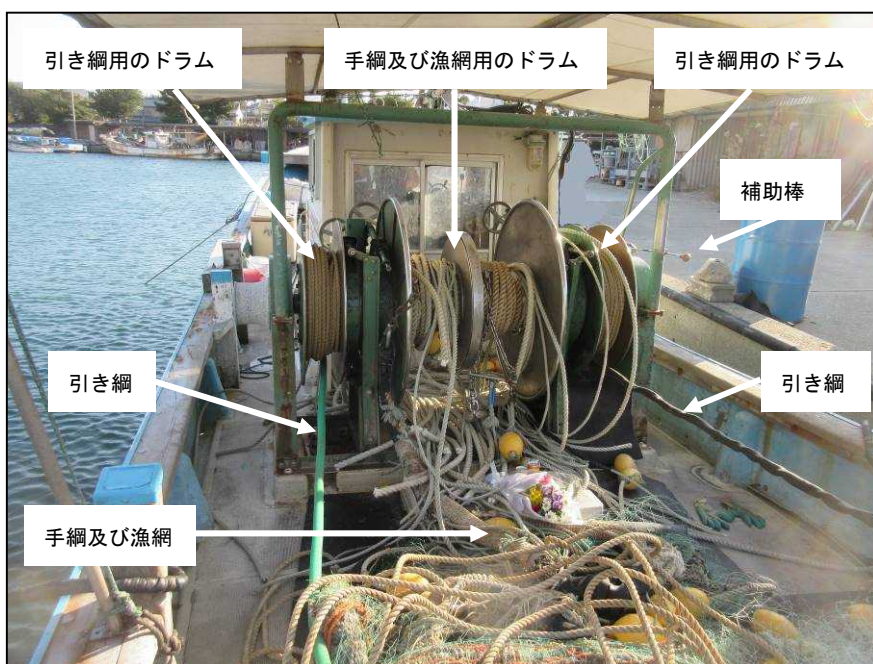


写真2 ネットローラー及び漁具



写真3 操作レバー及び補助棒

所属漁業協同組合の代表者及び僚船の船長は、本船の揚網時、手綱及び漁網がドラムに均等に巻かれるよう、船長が、ネットローラーの後方で手綱及び漁網を手で整える作業を行っている間に、着衣が巻き込まれたか又は転倒してネットローラーの下方から巻き込まれ、手綱及び漁網と共に巻かれている間にネットローラーに過負荷が生じて機関が停止したのではないかと本事故後に思った。(写真4参照)



写真4 手綱及び漁網を整える作業（再現）

所属漁業協同組合の代表者及び僚船の船長は、手綱又は漁網を整える時は、一旦ネットローラーを止めてから作業した方が安全であるが、船長はベテランの漁師であったので、ネットローラーを止めないまま作業をしていたのではないかと本事故後に思った。

船長の健康状態は良好であり、持病はなかった。

	<p>船長は、発見された際、帽子、カッパの上下、ゴム手袋を着用しており、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本船は帰港した際、袋網及びいけすに漁獲物が残っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、胸部圧迫による急性呼吸不全であった。</p> <p>本船は、05時30分ごろ～06時00分ごろ南あわじ市の定係地を出航し、08時00分ごろ大鳴門橋南東方沖2.5M付近の海域を南西進しているのを目撃された後、14時08分ごろ亀浦漁港東方沖0.7M付近において、機関が停止した状態で漂流し、船長がネットローラーに巻かれた状態となっているところを僚船に発見され、医師により死亡推定時刻が11時ごろと検案されたことから、11時ごろ、船長が底びき網漁の操業中、ネットローラーに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長がネットローラーに仰向けの状態で手綱及び漁網と共に巻かれていたこと、ネットローラーに脇網までが巻き取られており、袋網の後端から約10mが海中に投入された状態であったこと、及び袋網に漁獲物が残っていたことから、揚網作業中であったものと考えられる。</p> <p>船長は、ネットローラーの後方で手綱及び漁網を手で整える作業を行っている間に、着衣が巻き込まれたか又は転倒してネットローラーに巻き込まれた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、鳴門海峡南方海域において、本船が底びき網漁の操業中、船長がネットローラーに手綱及び漁網と共に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻き取り中の漁具に触れる必要がある場合は、一旦ネットローラーを停止させてから行うこと。 ・漁具の巻き取り作業に従事する者は、上衣の袖口やズボンの裾を締め付け、巻き込まれるおそれのないようにすること。 ・緊急時にネットローラーを停止できるよう、緊急停止装置を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

